

「ピリミノバックメチル」及び「フルベンジアミド」の食品安全基本法第24条第1項に基づく食品健康影響評価について

1. 経緯

「ピリミノバックメチル」については平成19年10月23日付けで魚介類に関する基準値設定の要請があった旨、「フルベンジアミド」については平成19年10月19日付けで農薬取締法に基づく適用拡大に係る申請があった旨、農林水産省より連絡があったところである。

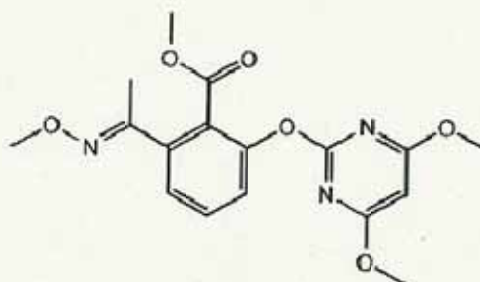
これらの剤について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 評価依頼物質の概要

(1) ピリミノバックメチル

本薬は除草剤である。今回、魚介類への残留基準の設定が要請されている。

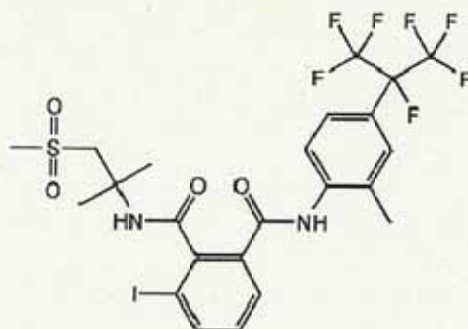
FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価は、なされておらず、国際基準も設定されていない。



(2) フルベンジアミド

本薬は殺虫剤である。今回、新たになし、ネクタリン等への適用が申請されている。

JMPRにおける毒性評価は、なされておらず、国際基準も設定されていない。



3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において上記農薬等の食品中の残留基準設定等について検討する。